

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文  
 ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（投票所経費）  
 第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

（投票所経費）  
 第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 区の数 選挙人の数	区市町村		投票所 区の数 選挙人の数	区市町村	
	平日	休日		平日	休日
五百人未満	一五六、五五九	二四四、八五五	二〇九、九六五	一一一、六六九	一〇〇、九六五
五百人以上 千人未満	一六七、八五九	二七八、二二九	二二七、八〇四	一三三、三八九	一二四、七五九
千人以上 二千人未満	二二八、三〇二	三六〇、七四六	二二〇、八五七	三四三、三〇一	一七七、九八九
二千人以上 三千人未満	二五五、〇五一	三八七、四九五	二二〇、一六一	三五二、六〇五	一九九、〇二三
三千人以上 五千人未満	二八二、二二〇	四一四、六六四	二四〇、七九一	三九五、三〇九	二二五、七六二
五千人以上 一万人未満	三二六、〇五一	四七〇、五六九	二九六、四三四	五一七、一七四	二八二、一九二
一万人以上 一万五千人未満	三六〇、九〇八	五八一、六四八	三三一、二九一	六二八、二五三	三二二、〇七七
一万五千人以上 二万人未満	四〇七、九三八	六五〇、七五二	三八一、七八二	七二二、八九二	三五八、一三六
二万人以上	四三一、三三七	七一八、三三九	四〇五、二二二	七八〇、四七九	三八一、六七六

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 区の数 選挙人の数	区市町村		投票所 区の数 選挙人の数	区市町村	
	平日	休日		平日	休日
五百人未満	一五六、五五九	二四四、八五五	二〇九、九六五	一一一、六六九	一〇〇、九六五
五百人以上 千人未満	一六七、八五九	二七八、二二九	二二七、八〇四	一三三、三八九	一二四、七五九
千人以上 二千人未満	二二八、三〇二	三六〇、七四六	二二〇、八五七	三四三、三〇一	一七七、九八九
二千人以上 三千人未満	二五五、〇五一	三八七、四九五	二二〇、一六一	三五二、六〇五	一九九、〇二三
三千人以上 五千人未満	二八二、二二〇	四一四、六六四	二四〇、七九一	三九五、三〇九	二二五、七六二
五千人以上 一万人未満	三二六、〇五一	四七〇、五六九	二九六、四三四	五一七、一七四	二八二、一九二
一万人以上 一万五千人未満	三六〇、九〇八	五八一、六四八	三三一、二九一	六二八、二五三	三二二、〇七七
一万五千人以上 二万人未満	四〇七、九三八	六五〇、七五二	三八一、七八二	七二二、八九二	三五八、一三六
二万人以上	四三一、三三七	七一八、三三九	四〇五、二二二	七八〇、四七九	三八一、六七六

投票所 区の数 選挙人の数	区市町村		投票所 区の数 選挙人の数	区市町村	
	平日	休日		平日	休日
五百人未満	一四四、七九三	二二二、九七三	一一三、五六三	二〇一、七四三	一〇一、五六三
五百人以上 千人未満	一五六、〇四七	二六六、二七二	一二九、五四一	二二七、七二二	一二五、二三七
千人以上 二千人未満	二二一、六三八	三四三、九〇八	一九六、〇二三	三二八、二九三	一六七、七七六
二千人以上 三千人未満	二三五、五八一	三六七、八五一	二〇四、三五二	三三六、六二二	一八七、七七八
三千人以上 五千人未満	二五九、九四四	三九二、二二四	二二三、九九〇	三七八、三〇五	二二一、七二二
五千人以上 一万人未満	二九一、七五八	四四六、〇七三	二七七、五八六	四九八、〇三六	二六六、〇四三
一万人以上 一万五千人未満	三三五、四七一	五五五、九二二	三二二、二九九	六〇七、八八四	三〇五、〇〇六
一万五千人以上 二万人未満	三七八、七九五	六二二、二九〇	三五九、八九九	六九〇、五七四	三四〇、〇二八
二万人以上	四〇二、一四三	六八八、七二八	三八三、二四七	七五八、〇二二	三六三、三七六



4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票区の日	区				市				町				村		
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
千五百人以上未満	千五百人以上	三五、一五五	三三、〇八〇	三九、二二七	四一、八五二	四〇、二四五	四三、〇四五	三九、五五七	四一、七九二	四三、五八九	四六、五六四	四四、六〇七	四三、〇四五	四七、七五七	三九、五五七	四〇、〇五五

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票区の日	区				市				町				村		
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
千五百人以上未満	千五百人以上	二八、三五一	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票区の日	区				市				町				村		
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
千五百人以上未満	千五百人以上	三五、九〇六	三五、八三一	三八、四五四	四一、〇七九	三九、五九一	四二、三九一	三八、二六二	四〇、五三七	四二、八一〇	四五、七八五	四三、九四七	四二、三九一	四五、七五七	四三、〇五五	四四、七五七

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票区の日	区				市				町				村		
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
千五百人以上未満	千五百人以上	二八、三二四	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六	二六、〇八六	二八、〇八六

区市町村	投票区の日	区				市				町				村		
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
千五百人以上未満	千五百人以上	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五

区市町村	投票区の日	区				市				町				村		
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
千五百人以上未満	千五百人以上	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五	一四七、七二五

投票所 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村				
		区	市	町	村	
二千人未満	二二八、九九八	三五二、四四二	二〇一、五五三	三三三、九九七	一六八、六八五	三三三、二〇三
二千人未満	二四五、七四七	三七八、一九一	二二〇、八五七	三四三、三〇一	一八九、七〇九	三六六、三〇一
三千人未満	二七二、九一六	四〇五、三六〇	二二一、四八七	三八六、〇〇五	二二六、四五八	三九三、〇五〇
五千人未満	二九七、四四三	四五二、九六一	二七七、八二六	四九八、五六六	二六三、五八四	五〇六、三九八
一万一人未満	三四二、三〇〇	五六二、〇四〇	三二二、六八三	六〇九、六四五	三〇四、四六九	五九一、四三一
一万五千人未満	三八九、三三〇	六三二、一四四	三六三、一七四	六九四、二八四	三三九、六二八	六九二、八二二
二万人未満	四一一、七六九	六九九、七三一	三八六、六一三	七六一、八七一	三六三、〇六八	七六〇、四〇〇

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村				
		区	市	町	村	
二千人未満	二〇三、三一〇	三三五、五八〇	一八七、六九五	三一九、九六五	一五九、四四八	三三三、七六三
二千人未満	二二七、二五三	三五九、五二三	一九六、〇三三	三二八、二九三	一七九、四五〇	三五五、八一〇
三千人未満	二五二、九七九	三八四、二四九	二二六、〇二五	三七〇、三四〇	二〇三、五七四	三七九、九三四
五千人未満	二七五、一〇二	四二九、四一七	二六〇、九三〇	四八一、三八〇	二四九、三八七	四九一、八八二
一万一人未満	三一八、八一五	五三九、二六五	三〇四、六四三	五九一、二二八	二八八、三五〇	五七四、九三五
一万五千人未満	三六二、一三九	六〇四、六三四	三四三、二四三	六七三、九一八	三二二、三七二	六七六、〇九二
二万人未満	三八五、四八七	六七二、〇七二	三六六、五九一	七四一、三五六	三四六、七二〇	七四三、五三〇

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村				
		区	市	町	村	
二千人未満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	八三、四一〇	二二七、九二八
二千人未満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	九四、三二六	二七〇、九〇八
三千人未満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	九四、三二六	二七〇、九〇八
三千人未満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	九四、三二六	二七〇、九〇八
五千人未満	八五、七六六	二四〇、二八四	一一八、四八四	三三九、二二四	一一九、三九〇	二七二、二〇四
一万一人未満	一一八、四八四	三三九、二二四	一一八、四八四	四三八、一六四	一五一、〇二二	四三八、一六四
一万五千人未満	一二九、三九〇	三七二、二〇四	一七三、〇一四	五〇四、一二四	一八三、九二〇	五三七、一〇四
二万人未満	一五一、二〇二	四三八、一六四	一九四、八二六	五七〇、〇八四	二〇五、七三二	六〇二、〇六四

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務

投票所 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村				
		区	市	町	村	
二千人未満	七二、五〇五	二〇四、六七五	七二、四〇五	二〇四、六七五	八三、二九六	二二七、六一一
二千人未満	七二、五〇五	二〇四、六七五	七二、四〇五	二〇四、六七五	九四、一八七	二七〇、五四七
三千人未満	七二、五〇五	二〇四、六七五	七二、四〇五	二〇四、六七五	九四、一八七	二七〇、五四七
三千人未満	七二、五〇五	二〇四、六七五	七二、四〇五	二〇四、六七五	九四、一八七	二七〇、五四七
五千人未満	八五、六四九	二二九、九六四	一一八、三二二	三三八、七七二	一一九、二二三	三七一、七〇八
一万一人未満	一一八、三二二	三三八、七七二	一一八、三二二	四三七、五八〇	一五〇、九九五	四三七、五八〇
一万五千人未満	一二九、二二三	三七二、七〇八	一七二、七七七	五〇三、四五二	一八三、六六八	五三六、三八八
二万人未満	一五〇、九九五	四三七、五八〇	一九四、五五九	五六九、三二四	二〇五、四五〇	六〇二、二六〇

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務

手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	投票日	投票所	
		平日	休日
区	平日	一四、〇七三円	一四、七七三円
	休日	一六、二五四円	一七、二一九円
市	平日	一一、七四七円	一一、二一〇円
	休日	一二、四四七円	一三、六一〇円
町	平日	一一、七四七円	一一、九二八円
	休日	一二、四四七円	一四、八〇三円
村	平日	一一、七四七円	一一、五一一円
	休日	一二、四四七円	一四、八〇三円

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	投票所	
		平日	休日
区	平日	八、七二四円	九、四二四円
	休日	一一、七八〇円	一四、一三六円
市	平日	八、七二四円	九、四二四円
	休日	一一、七八〇円	一四、一三六円
町	平日	八、七二四円	一〇、九〇五円
	休日	一一、七八〇円	一五、二六七円
村	平日	八、七二四円	一一、七八〇円
	休日	九、四二四円	一六、四九二円

手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	投票日	投票所	
		平日	休日
区	平日	一三、四五五円	一四、一五五円
	休日	一五、六三三円	一六、五〇八円
市	平日	一一、三七三円	一一、〇七三円
	休日	一二、四一四円	一三、一一四円
町	平日	一一、三七三円	一一、三五五円
	休日	一二、四一四円	一四、四二六円
村	平日	一一、三七三円	一一、〇七三円
	休日	一二、四一四円	一四、四二六円

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	投票所	
		平日	休日
区	平日	八、七二二円	九、四二二円
	休日	一一、七六五円	一四、一三八円
市	平日	八、七二二円	九、四二二円
	休日	一一、七六五円	一四、一三八円
町	平日	八、七二二円	一〇、八九〇円
	休日	一一、七六五円	一五、二四六円
村	平日	八、七二二円	一〇、八九〇円
	休日	九、四二二円	一六、四七一円

五千人未満	一三、〇八六	一四、三六六	一五、二六七	一六、四九二	一七、四四八	一八、八四八
一万人未満	一五、二六七	一六、四九二	一七、四四八	一八、八四八	一九、九一六	二一、〇〇〇
一万人以上	二一、八一〇	二二、五三〇	二四、〇一八	二五、五七三	二七、一八〇	二八、八四八
一万五千人未満	二二、九一〇	二四、五〇〇	二六、一五三	二七、八六六	二九、六三九	三一、四七三
一万五千人以上	二三、九一〇	二五、五〇〇	二七、一五三	二八、八六六	三〇、六三九	三二、四七三
二万人以上	二八、三五三	三〇、六二八	三二、七〇三	三四、八八八	三七、〇八三	三九、二八三

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千四百五十六円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万四千四百二十二円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千六百七十七円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千六百四十四円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千三百五十三円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千七百六円、二級地にあつては二千三百八十一円、三級地にあつては二千三百十四円、四級地にあつては千八百六十七円をそれぞれ加算するものとする。

13 (略)

五千人未満	一三、〇六八	一四、一八八	一五、二四六	一六、四七一	一七、四二四	一八、八二四
一万人未満	一五、二四六	一六、四七一	一七、四二四	一八、八二四	一九、九一六	二一、〇〇〇
一万人以上	二一、七八〇	二二、五三〇	二四、〇一八	二五、五七三	二七、一八〇	二八、八四八
一万五千人未満	二二、九一〇	二四、五〇〇	二六、一五三	二七、八六六	二九、六三九	三一、四七三
一万五千人以上	二三、九一〇	二五、五〇〇	二七、一五三	二八、八六六	三〇、六三九	三二、四七三
二万人以上	二八、三一四	三〇、五八九	三二、〇二六	三四、四八八	三六、九四七	三九、四〇六

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千三百七十八円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万三千三百四十円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千五百九十八円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千五百六十円

11 前二項の場合においては、送致のための投票管理者及び投票立会人に要する費用として、第十四条に規定する投票所の投票管理者及び投票立会人に要する費用を加算する。

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千八十九円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千七百七十八円、二級地にあつては千九百七十七円、三級地にあつては千八百六十二円、四級地にあつては千五百三十三円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する

選挙 区 投票 人の数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区 市	町 村	区 市	町 村
五百人以上未満	一、七五五円	一、七五五円	一、七五五円	一、七五五円
千五百人以上未満	一、七五五円	二、一七五円	一、七五五円	二、一七五円
二千人以上未満	二、五九五円	三、〇一五円	二、五九五円	三、〇一五円
三千人以上未満	二、五九五円	三、四三五円	二、五九五円	三、四三五円
五千人以上未満	三、〇一五円	三、四三五円	三、〇一五円	三、四三五円
一万人未満	四、二七五円	四、六九五円	四、二七五円	四、六九五円
一万人以上 一萬五千人未満	五、五三五円	五、五三五円	五、五三五円	五、五三五円
一万人以上 二万人未満	六、三七五円	六、七九五円	六、三七五円	六、七九五円
二万人以上	七、二一五円	七、六三五円	七、二一五円	七、六三五円

14 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

15 投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わされたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万九千三百円とする。

める額を加算する。

19 第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を繰り上げた時間の端数計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千六百円とする。

2 共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 共通投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等及び第六項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部は一部は一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第七項において同じ。）又は在外選挙人名簿若しくはその抄本（当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第七項において同じ。）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情



(期日前投票所経費)

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万四千六百円を乗じて得た額とする。

2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、三千九円を加算する。

3 〃 8 (略)

7 報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。  
市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する共通投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

(期日前投票所経費)

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万五百円を乗じて得た額とする。

2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十三円を加算する。

3 期日前投票所については、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

4 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合には、当該自動車の使用に要する費用として総務大臣が定める額を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

7 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の選挙区の数 千人未満	開票所の平日	開票所の休日
千人未満	二五三、九七一円	二五八、一六三円
千人未満以上 二千人未満以上	三五九、五九三	三六六、一四三
二千人未満以上 三千人未満以上	四七五、八四四	四八四、七五二
三千人未満以上 五千人未満以上	五八一、八七三	五九三、一三九
五千人未満以上 一万人未満以上	六九八、四九九	七一二、一二三
一万人未満以上 一万五千人未満以上	八〇四、一七六	八二〇、一五八
一万五千人未満以上 二万人未満以上	九四四、〇九九	九六二、九六三
二万人未満以上 三万人未満以上	一、一一五、〇五〇	一、一三七、五八二
三万人以上	一、二六三、一九四	一、二八七、五六〇

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の選挙区の数 千人未満	開票所の平日	開票所の休日
千人未満	一八一、四七二円	一八五、六六四円
千人未満以上 二千人未満以上	二八三、五五〇	二九〇、一〇〇
二千人未満以上 三千人未満以上	三八五、六二八	三九四、五三六

通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の選挙区の数 千人未満	開票所の平日	開票所の休日
千人未満	二四六、〇四四円	二五〇、二二〇円
千人未満以上 二千人未満以上	三五一、二五四	三五七、七七九
二千人未満以上 三千人未満以上	四六五、八五〇	四七四、七二四
三千人未満以上 五千人未満以上	五七一、四六七	五八二、六九〇
五千人未満以上 一万人未満以上	六八六、四二九	七〇〇、〇〇一
一万人未満以上 一万五千人未満以上	七九一、六九四	八〇七、六一五
一万五千人未満以上 二万人未満以上	九二九、八八二	九四八、六七四
二万人未満以上 三万人未満以上	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五一
三万人以上	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の選挙区の数 千人未満	開票所の平日	開票所の休日
千人未満	一八一、一三二円	一八五、四〇八円
千人未満以上 二千人未満以上	二八三、一七五	二八九、七〇〇
二千人未満以上 三千人未満以上	三八五、二一八	三九三、九九二

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 開票所の 選挙人の数	平日	休日
五千人未満	四八七、七〇六	四九八、九七二
一万千人未満	五八九、七八四	六〇三、四〇八
一万五千人未満	六九一、八六二	七〇七、八四四
二万人未満	八一六、六二四	八三五、四八八
二万五千人未満	九七五、四一二	九九七、九四四
三万人以上	一、〇五四、八〇六	一、〇七九、一七二

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 開票所の 選挙人の数	平日	休日
五千人未満	四八七、〇六一	四九八、二八四
一万千人未満	五八九、〇〇四	六〇二、五七六
一万五千人未満	六九〇、九四七	七〇六、八六八
二万人未満	八一五、五四四	八三四、三三六
二万五千人未満	九七四、一二二	九九六、五六八
三万人以上	一、〇五三、四一一	一、〇七七、六八四

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 開票所の 選挙人の数	平日	休日
千人未満	二六二、三五五円	二六六、五三一円
二千人未満	三七二、六九三	三七九、二二八
三千人未満	四九三、六六〇	五〇二、五三四
三千人未満	六〇四、四〇五	六一五、六二八
五千人未満	七二五、七四七	七三九、三一九
一万人未満	八三六、一四〇	八五二、〇六一
一万五千人未満	九八一、八二七	一、〇〇〇、六一九
二万人未満	一、一六〇、一一四	一、一八二、五六〇
三万人以上	一、三二一、九二六	一、三三六、一九九

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 開票所の 選挙人の数	平日	休日
千人未満	二五四、四一一円	二五八、五八八円
二千人未満	三六四、三二九	三七〇、八五四
三千人未満	四八三、六三二	四九二、五〇六
三千人未満	五九三、九五六	六〇五、一七九
五千人未満	七一三、六二五	七二七、一九七
一万人未満	八二三、五九七	八三九、五一八
一万五千人未満	九六七、五三八	九八六、三三〇
二万人未満	一、一四四、四八三	一、一六六、九二九
三万人以上	一、二八九、一〇四	一、三二一、三七七

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日
千人未満	千円	七二、四九九円	二四二、一一五円	千人未満	千円	七二、四九九円	二四二、一一五円	千人未満	千円
二千人以上未満	二千円	七六、〇四三	三四一、〇六八	二千人以上未満	二千円	七六、〇四三	三四一、〇六八	二千人以上未満	二千円
三千人以上未満	三千円	九〇、二一六	四五〇、六五〇	三千人以上未満	三千円	九〇、二一六	四五〇、六五〇	三千人以上未満	三千円
五千人以上未満	五千円	九四、一六七	五五〇、〇一〇	五千人以上未満	五千円	九四、一六七	五五〇、〇一〇	五千人以上未満	五千円
一万人以上未満	一万円	一〇八、七一一	六五九、九六七	一万人以上未満	一万円	一〇八、七一一	六五九、九六七	一万人以上未満	一万円
一万五千人未満	一万五千元	一一二、三二四	七五八、九七五	一万五千人未満	一万五千元	一一二、三二四	七五八、九七五	一万五千人未満	一万五千元
二万人未満	二万円	一二七、四七五	八九〇、七四七	二万人未満	二万円	一二七、四七五	八九〇、七四七	二万人未満	二万円
三万人未満	三万円	一三九、六三八	一、〇五一、三二四	三万人未満	三万円	一三九、六三八	一、〇五一、三二四	三万人未満	三万円
三万人以上	三万円	二〇八、三八八	一、一九四、二八一	三万人以上	三万円	二〇八、三八八	一、一九四、二八一	三万人以上	三万円

開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日
千人未満	千円	一八九、八五六円	一九四、〇三二円	千人未満	千円	一八九、八五六円	一九四、〇三二円	千人未満	千円
二千人以上未満	二千円	二九六、六五〇	三〇三、一七五	二千人以上未満	二千円	二九六、六五〇	三〇三、一七五	二千人以上未満	二千円
三千人以上未満	三千円	四〇三、四四四	四一一、三二八	三千人以上未満	三千円	四〇三、四四四	四一一、三二八	三千人以上未満	三千円
五千人以上未満	五千円	五一〇、二三八	五二一、四六一	五千人以上未満	五千円	五一〇、二三八	五二一、四六一	五千人以上未満	五千円
一万人以上未満	一万円	六一七、〇三二	六三〇、六〇四	一万人以上未満	一万円	六一七、〇三二	六三〇、六〇四	一万人以上未満	一万円
一万五千人未満	一万五千元	七二三、八二六	七三九、七四七	一万五千人未満	一万五千元	七二三、八二六	七三九、七四七	一万五千人未満	一万五千元
二万人未満	二万円	八五四、三五二	八七三、一四四	二万人未満	二万円	八五四、三五二	八七三、一四四	二万人未満	二万円
三万人未満	三万円	一、〇二〇、四七六	一、〇四二、九二二	三万人未満	三万円	一、〇二〇、四七六	一、〇四二、九二二	三万人未満	三万円
三万人以上	三万円	一、一〇三、五三八	一、一二七、八一	三万人以上	三万円	一、一〇三、五三八	一、一二七、八一	三万人以上	三万円

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日
千人未満	千円	六四、八二二円	二三四、一八八円	千人未満	千円	六四、八二二円	二三四、一八八円	千人未満	千円
二千人以上未満	二千円	六八、〇七九	三三二、七二九	二千人以上未満	二千円	六八、〇七九	三三二、七二九	二千人以上未満	二千円
三千人以上未満	三千円	八〇、七三二	四四〇、六五六	三千人以上未満	三千円	八〇、七三二	四四〇、六五六	三千人以上未満	三千円
五千人以上未満	五千円	八四、四〇六	五三九、六〇四	五千人以上未満	五千円	八四、四〇六	五三九、六〇四	五千人以上未満	五千円
一万人以上未満	一万円	九七、四二五	六四七、八九七	一万人以上未満	一万円	九七、四二五	六四七、八九七	一万人以上未満	一万円
一万五千人未満	一万五千元	一〇〇、七四七	七四六、四九三	一万五千人未満	一万五千元	一〇〇、七四七	七四六、四九三	一万五千人未満	一万五千元
二万人未満	二万円	一一四、三三八	八七六、五三〇	二万人未満	二万円	一一四、三三八	八七六、五三〇	二万人未満	二万円
三万人未満	三万円	一二五、三八三	一、〇三五、七七九	三万人未満	三万円	一二五、三八三	一、〇三五、七七九	三万人未満	三万円
三万人以上	三万円	一八七、〇五四	一、一七一、五五二	三万人以上	三万円	一八七、〇五四	一、一七一、五五二	三万人以上	三万円

開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日
千人未満	千円	一九九、六〇〇円	一九三、七七六円	千人未満	千円	一九九、六〇〇円	一九三、七七六円	千人未満	千円
二千人以上未満	二千円	二九六、二五〇	三〇二、七七五	二千人以上未満	二千円	二九六、二五〇	三〇二、七七五	二千人以上未満	二千円
三千人以上未満	三千円	四〇二、九〇〇	四一一、七七四	三千人以上未満	三千円	四〇二、九〇〇	四一一、七七四	三千人以上未満	三千円
五千人以上未満	五千円	五一〇、五五〇	五二〇、七七三	五千人以上未満	五千円	五一〇、五五〇	五二〇、七七三	五千人以上未満	五千円
一万人以上未満	一万円	六一六、二〇〇	六二九、七七二	一万人以上未満	一万円	六一六、二〇〇	六二九、七七二	一万人以上未満	一万円
一万五千人未満	一万五千元	七二二、八五〇	七三八、七七二	一万五千人未満	一万五千元	七二二、八五〇	七三八、七七二	一万五千人未満	一万五千元
二万人未満	二万円	八五三、二〇〇	八七一、九九二	二万人未満	二万円	八五三、二〇〇	八七一、九九二	二万人未満	二万円
三万人未満	三万円	一、〇一九、一〇〇	一、〇四一、五四六	三万人未満	三万円	一、〇一九、一〇〇	一、〇四一、五四六	三万人未満	三万円
三万人以上	三万円	一、一〇二、五〇〇	一、一二六、三三三	三万人以上	三万円	一、一〇二、五〇〇	一、一二六、三三三	三万人以上	三万円

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六九、六一六円
二千人未満	二六五、〇二五
三千人未満	三六〇、四三四
四千人未満	四五五、八四三
五千人未満	五五一、二五二
一万人未満	六四六、六六一
二万人未満	七六三、二七二
三万人未満	九一一、六八六
四万人以上	九八五、八九三

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	投票の当日	休日
千人未満	二五三、九七一円	二五八、一六三円
二千人未満	三五九、五九三	三六六、一四三
三千人未満	四七五、八四四	四八四、七五二
五千人未満	五八一、八七三	五九三、一三九
一万人未満	六九八、四九九	七二二、一三三

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六九、三七六円
二千人未満	二六四、六五〇
三千人未満	三五九、九二四
四千人未満	四五五、一九八
五千人未満	五五〇、四七二
一万人未満	六四五、七四六
二万人未満	七六二、一九二
三万人未満	九一〇、三九六
四万人以上	九八四、四九八

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	投票の当日	休日
千人未満	二四六、〇四四円	二五〇、二二〇円
二千人未満	三五一、二五四	三五七、七七九
三千人未満	四六五、八五〇	四七四、七二四
五千人未満	五七一、四六七	五八二、六九〇
一万人未満	六八六、四二九	七〇〇、〇〇一

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
一万五千人未満	八〇四、一七六	八二〇、一五八
一万五千人以上 二万五千人未満	九四四、〇九九	九六二、九六三
二万五千人以上 三万五千人未満	一、一一五、〇五〇	一、一三七、五八二
三万人以上	一、二六三、一九四	一、二八七、五六〇

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
千人未満	一八一、四七二 円	一八五、六六四 円
千人以上 二千人未満	二八三、五五〇	二九〇、一〇〇
二千人以上 三千人未満	三八五、六二八	三九四、五三六
三千人以上 五千人未満	四八七、七〇六	四九八、九七二
五千人以上 一万五千人未満	五八九、七八四	六〇三、四〇八
一万五千人以上 一万五千人未満	六九一、八六二	七〇七、八四四
一万五千人以上 二万五千人未満	八一六、六二四	八三五、四八八
二万五千人以上 三万五千人未満	九七五、四一二	九九七、九四四
三万人以上	一、〇五四、八〇六	一、〇七九、一七二

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
千人未満	二六二、三五五 円	二六六、五三一 円

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
一万五千人未満	七九一、六九四	八〇七、六一五
一万五千人以上 二万五千人未満	九二九、八八二	九四八、六七四
二万五千人以上 三万五千人未満	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五一
三万人以上	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
千人未満	一八一、一三二 円	一八五、四〇八 円
千人以上 二千人未満	二八三、一七五	二八九、七〇〇
二千人以上 三千人未満	三八五、一一八	三九三、九九二
三千人以上 五千人未満	四八七、〇六一	四九八、二八四
五千人以上 一万五千人未満	五八九、〇〇四	六〇二、五七六
一万五千人以上 一万五千人未満	六九〇、九四七	七〇六、八六八
一万五千人以上 二万五千人未満	八一五、五四四	八三四、三三六
二万五千人以上 三万五千人未満	九七四、一一二	九九六、五六八
三万人以上	一、〇五三、四一一	一、〇七七、六八四

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 投票の当日 区別の 票人の数	平 日	休 日
千人未満	二五四、四一一 円	二五八、五八八 円

投票の翌日 開票の曜日 開票の人数	平 日	休 日
三万人以上	一、三二一、九二六	一、三三六、一九九
二万人未満以上	一、一六〇、一一四	一、一八二、五六〇
一万五千人未満以上	九八一、八二七	一、〇〇〇、六一九
一万五千人未満以上	八三六、一四〇	八五二、〇六一
一万五千人未満以上	七二五、七四七	七三九、三一九
一万五千人未満以上	六〇四、四〇五	六一五、六二八
三千人未満以上	四九三、六六〇	五〇二、五三四
二千人未満以上	三七二、六九三	三七九、二一八

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日 開票の曜日 開票の人数	平 日	休 日
三万人以上	一、一〇三、五三八	一、一二七、八一一
二万人未満以上	一、〇二〇、四七六	一、〇四二、九二二
一万五千人未満以上	八五四、三五二	八七三、一四四
一万五千人未満以上	七二三、八二六	七三九、七四七
一万五千人未満以上	六一七、〇三二	六三〇、六〇四
一万五千人未満以上	五一〇、二三八	五二一、四六一
三千人未満以上	四〇三、四四四	四一一、三二八
二千人未満以上	二九六、六五〇	三〇三、一七五
千人未満	一八九、八五六	一九四、〇三二

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 開票の曜日 開票の人数	平 日	休 日
三万人以上	一、二八九、一〇四	一、三二三、三七七
二万人未満以上	一、一四四、四八三	一、一六六、九二九
一万五千人未満以上	九六七、五三八	九八六、三三〇
一万五千人未満以上	八二三、五九七	八三九、五一八
一万五千人未満以上	七一三、六二五	七二七、一九七
一万五千人未満以上	五九三、九五六	六〇五、一七九
三千人未満以上	四八三、六三二	四九二、五〇六
二千人未満以上	三六四、三二九	三七〇、八五四

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日 開票の曜日 開票の人数	平 日	休 日
三万人以上	一、一〇二、〇五〇	一、一二六、三二三
二万人未満以上	一、〇一九、一〇〇	一、〇四一、五四六
一万五千人未満以上	八五三、二〇〇	八七一、九九二
一万五千人未満以上	七二二、八五〇	七三八、七七二
一万五千人未満以上	六一六、二〇〇	六二九、七七二
一万五千人未満以上	五〇九、五五〇	五二〇、七七三
三千人未満以上	四〇二、九〇〇	四一一、七七四
二千人未満以上	二九六、二五〇	三〇二、七七五
千人未満	一八九、六〇〇	一九三、七七六

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日の 選挙区 の選 挙人 の数	開票日	
	平日	休日
千人未満	七二、四九九円	二四二、一一五円
千人未満	七六、〇四三	三四一、〇六八
二千人未満	九〇、二一六	四五〇、六五〇
三千人未満	九四、一六七	五五〇、〇一〇
五千人未満	一〇八、七一一	六五九、九六七
一万千人未満	一二七、三二四	七五八、九七五
一万五千人未満	一二七、四七五	八九〇、七四七
二万人未満	一三九、六三八	一、〇五一、三二四
三万人未満	二〇八、三八八	一、一九四、二八一

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六九、六一六円
千人未満	二六五、〇二五
二千人未満	三六〇、四三四
三千人未満	四五五、八四三
五千人未満	五五一、二五二
一万千人未満	六四六、六六一
一万五千人未満	七六三、二七二

開票日の 選挙区 の選 挙人 の数	開票日	
	平日	休日
千人未満	六四、八一二円	二三四、一八八円
千人未満	六八、〇七九	三三二、七二九
二千人未満	八〇、七三二	四四〇、六五六
三千人未満	八四、四〇六	五三九、六〇四
五千人未満	九七、四二五	六四七、八九七
一万千人未満	一〇〇、七四七	七四六、四九三
一万五千人未満	一一四、三三八	八七六、五三〇
二万人未満	一二五、三八三	一、〇三五、七七九
三万人未満	一八七、〇五四	一、一七一、五五二

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六九、三七六円
千人未満	二六四、六五〇
二千人未満	三五九、九二四
三千人未満	四五五、一九八
五千人未満	五五〇、四七二
一万千人未満	六四五、七四六
一万五千人未満	七六二、一九二



三 万 人 以 上	三二 万 人 未 以 満 上
九八五、八九三	九一、六八六

13  
～  
19  
(略)

(選挙会経費及び選挙分会経費)  
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三 万 人 以 上	三二 万 人 未 以 満 上
九八四、四九八	九一〇、三九六

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当費に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千九十一円を減額する。

15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

16 開票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

19 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)  
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六八八、八八五 円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一九一、三〇五
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、六八八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一五五、〇六三

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万三千百九十円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万五千五百五十八円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十二万七千五百五十九円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十八万三千二百六十六円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四万五千九百九十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八万八千八百八十円、二級地にあつては七万四千四百三十八円、三級地にあつては六万九千四百九十九円、四級地にあつては五万六千四百十四円をそれぞれ加算するものとする。

（選挙公報発行費）  
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府県別の世帯数	選挙
都及び大都市のある道府県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙
その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五七、六四九 円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一六三、三八〇
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一九三、一一〇
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、二二一、九九九

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十二万八千八百八円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十万八千九百九十三円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十七万三千五百五十二円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十七万五千九百九十三円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万二千六百七十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万五千三百四十円、二級地にあつては五万七千四百九十九円、三級地にあつては五万五千八百六十六円、四級地にあつては四万五千八十五円をそれぞれ加算するものとする。

（選挙公報発行費）  
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府県別の世帯数	選挙
都及び大都市のある道府県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙
その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙

六	五	四	三	二	一
百万以上	七十万以上 百万未満	五十万以上 七十万未満	四十万以上 五十万未満	三十万以上 四十万未満	三十万未満
四九	五〇	五〇			円
一〇	五七	一四	一	一	銭
四八	五〇	四九	五〇	五一	五三円
九五	三九	九〇	九七	七二	一一銭
一七	一七	一七	一七	一八	一八円
三二	五三	七一	九三	〇六	五九銭

2  
2  
4  
(略)

(候補者氏名等揭示費)  
 第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金	額
十四人未満		四六円
二十人以上 二十七人未満		六五
二十七人以上		九九

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに五十三円を加算した額)とする。

六	五	四	三	二	一
百万以上	七十万以上 百万未満	五十万以上 七十万未満	四十万以上 五十万未満	三十万以上 四十万未満	三十万未満
四三	四五	四六			円
六一	九八	二六	一	一	銭
四三	四五	四六	四七	四八	四八円
四七	八一	〇一	三七	三八	三七銭
一六	一六	一六	一七	一七	一七円
三〇	五七	七六	一一	三〇	四五銭

2 前項の表のうち第一号から第五号までに属する都道府県の選挙公報発行費の基本額は、当該各号の世帯数の幅の直近上位の各号に属する都道府県における選挙公報発行費の基本額を超えることができない。  
 3 都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市役所が都道府県庁から、町村役場が都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関から、それぞれ十キロメートル以上離れた地にある場合には、特に要する通信費を加算する。  
 4 人口密度が希薄なために選挙公報の配布に特に経費を要する町村については、総務大臣が定めた額を加算する。

(候補者氏名等揭示費)  
 第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金	額
十四人未満		四二円
二十人以上 二十七人未満		六〇
二十七人以上		九一

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに四十九円を加算した額)とする。

候補者数	金額
百人未満	一四〇円
百五十人未満	二〇四
二百五十人未満	二五七
二百五十人以上	三二〇
三百五十人以上	三六一
三百五十人以上	四一四
三百五十人以上	四六七

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十五円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	七〇円
百五十人未満	一〇三
二百五十人未満	一二八
二百五十人以上	一五六
三百五十人以上	一八一
三百五十人以上	二〇八

候補者数	金額
百人未満	一二九円
百五十人未満	一八八
二百五十人未満	二三七
二百五十人以上	二八六
三百五十人以上	三三三
三百五十人以上	三八二
三百五十人以上	四三一

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	六五円
百五十人未満	九五
二百五十人未満	一一八
二百五十人以上	一四四
三百五十人以上	一六七
三百五十人以上	一九二

三百五十人以上

二三四

4・5 (略)

6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四六円
二十 四 七 以 上	六五
二十 七 以 上	九九

7 (略)

三百五十人以上

二二六

4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、衆議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第二項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とする。

5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四二円
二十 四 七 以 上	六〇
二十 七 以 上	九一

7 前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに四千七十円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一八、一五〇円	一七、〇五〇円	一五、九五〇円
九 三 以 上	二二、二二〇円	二一、二二〇円	二〇、〇二〇円
十 三 以 上	二六、二九〇円	二五、一九〇円	二四、〇九〇円

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

休 日	開催の時		金 額
	平日		
	五時三十分までをいうものとする。	五時から午後五時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。	
			一〇、六六八円
			二七、一四八円
			二八、四五六円

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の

選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに三千三百円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、八五〇円	一三、七五〇円	一一、六五〇円
九 三 以 上	一八、一五〇円	一七、〇五〇円	一五、九五〇円
十 三 以 上	二二、四五〇円	二〇、三五〇円	一九、二五〇円

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

休 日	開催の時		金 額
	平日		
	五時三十分までをいうものとする。	五時から午後五時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。	
			九、五六三円
			二六、〇一一円
			二七、三一九円

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の

夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千三百五十九円、休日にあつては一万七千六百六十七円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 5 (略)

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、五百四十一円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては千八十二円、二級地にあつては九百五十二円、三級地にあつては九百二十五円、四級地にあつては七百四十七円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千三百三十七円、休日にあつては一万七千六百四十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十三円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百五円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十四円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百六十四円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百四十四円を加算する。ただし、当該演説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをするこ

とを例とする場合に限るものとする。  
5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百五十円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百三十六円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八百七十二円、二級地にあつては七百六十七円、三級地にあつては七百四十六円、四級地にあつては六百六十七円をそれぞれ加算するものとする。

7 演説会場の施設について使用料の定めがある場合において、その料金が演説会開催のために必要な施設の費用を含むときは、その料金を基本額とする。

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

都道府県	市区町村	選挙人の数	分	
			衆議院議員選挙	参議院議員選挙
北海道	市	選挙人の数が五十万人未満のもの	一八、七九二、四五四	一四、二二六、一八一
	市	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二二、八九三、〇六九	一七、三〇四、三五四
	市	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	二八、七五七、一九七	二一、〇三二、七一一
	市	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	四一、六二四、一六七	二九、二五八、五五七
	市	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	五三、八七七、五二一	三九、五三五、九六六
	市	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	八八、九五七、九一七	六〇、二二七、二四九
	市	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	一〇三、三三三、四九七	七三、五八七、三九二
	市	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	一三二、四九二、三〇九	九〇、九〇九、二九四
	市	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	一七〇、九二九、六二九	一一三、〇二七、五八八
	市	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	二〇一、四四四、六二五	一四〇、六二七、三〇七
	市	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	二六〇、三三三、三二七	一八三、〇〇七、四八〇
支庁又は地方事務所	選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、三二二、〇五九	一五、九八〇、八四四	一二、三二七、〇二一
区		選挙人の数が五十万人未満のもの	一〇、三五九、〇六四	八、〇〇四、三〇〇
		選挙人の数が五十万人以上一百万人未満のもの	一六、三四九、四四二	一二、〇一〇、七二九
		選挙人の数が一百万人以上一十五万人未満のもの	二一、〇三七、六三三	一五、三九〇、七一九
		選挙人の数が一十五万人以上のもの	二二、七三三、三三〇	一七、七三三、二七四
市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。)		選挙人の数が三万人未満のもの	三、一五一、四七二	二、九四三、二七四
		選挙人の数が三万人以上十万人未満のもの	四、六三一、四二九	四、一七五、九一九
		選挙人の数が十万人以上五十万人未満のもの	一〇、四二二、五〇四	八、九五四、五三三
		選挙人の数が五十万人以上のもの	一〇、四二二、五〇四	八、九五四、五三三
町		選挙人の数が十人以上一万人未満のもの	二、一七二、二二二	一、八七九、八三三
		選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、五五八、九三三	二、二六〇、三二一
		選挙人の数が二万人以上のもの	三、三一一、〇九三	三、一七五、三九一
村		選挙人の数が千人以上二千未満のもの	二、九七九、二七五	二、七三三、二七五
		選挙人の数が二千以上三千未満のもの	三、六二二、七七一	三、三二七、七三三
		選挙人の数が三千以上五千未満のもの	五、七五七、四九一	五、三二七、四九五
		選挙人の数が五千以上一万人未満のもの	一〇、七五七、五〇〇	一〇、四七二、六五〇
		選挙人の数が一万人以上のもの	一二、一七二、二二二	一二、八三〇、九三五

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合には、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

都道府県	市区町村	選挙人の数	分	
			衆議院議員選挙	参議院議員選挙
北海道	市	選挙人の数が五十万人未満のもの	一九、八四四、九七九	一四、三九〇、九三三
	市	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二二、九二〇、六九九	一七、四一七、七五七
	市	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	二八、九七三、五七五	二一、四六二、〇二七
	市	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	四一、一七二、九四七	二八、七二六、四七五
	市	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	五三、三六九、〇二二	三八、九八七、一七九
	市	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	八八、一四二、二二二	六〇、五七二、七四七
	市	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	一〇三、二三三、三三三	七三、六八七、三〇二
	市	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	一三二、三二二、四四四	九〇、八八〇、三九四
	市	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	一七〇、六一〇、五五五	一一三、一六八、五〇七
	市	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	二〇〇、五〇〇、六六六	一四〇、五〇〇、六六六
支庁又は地方事務所	選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、二一三、三三三	一五、七二二、四四四	一二、二二二、三三三
区		選挙人の数が五十万人未満のもの	一〇、二二二、三三三	八、〇〇〇、〇〇〇
		選挙人の数が五十万人以上一百万人未満のもの	一六、一一一、四四四	一二、〇〇〇、〇〇〇
		選挙人の数が一百万人以上一十五万人未満のもの	二一、〇〇〇、五五五	一五、〇〇〇、〇〇〇
		選挙人の数が一十五万人以上のもの	二二、〇〇〇、六六六	一七、〇〇〇、一一一
市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。)		選挙人の数が三万人未満のもの	三、〇〇〇、三三三	二、八〇〇、三三三
		選挙人の数が三万人以上十万人未満のもの	四、九九九、四四四	四、六一一、四四四
		選挙人の数が十万人以上五十万人未満のもの	一〇、九九九、五五五	八、〇〇〇、五五五
		選挙人の数が五十万人以上のもの	一〇、九九九、五五五	八、〇〇〇、五五五
町		選挙人の数が十人以上一万人未満のもの	二、〇〇〇、四四四	一、八〇〇、四四四
		選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、四四四、五五五	二、二〇〇、五五五
		選挙人の数が二万人以上のもの	三、八八八、六六六	三、六〇〇、六六六
村		選挙人の数が千人以上二千未満のもの	三、三三三、三三三	三、一〇〇、三三三
		選挙人の数が二千以上三千未満のもの	四、四四四、四四四	四、一〇〇、四四四
		選挙人の数が三千以上五千未満のもの	六、五五五、五五五	六、一〇〇、五五五
		選挙人の数が五千以上一万人未満のもの	一二、六六六、六六六	一二、二〇〇、六六六
		選挙人の数が一万人以上のもの	一四、〇〇〇、七七七	一三、五〇〇、七七七

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合には、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

都道府県	市区町村	選挙人の数	分	
			衆議院議員選挙	参議院議員選挙
北海道	市	選挙人の数が五十万人未満のもの	一九、八四四、九七九	一四、三九〇、九三三
	市	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二二、九二〇、六九九	一七、四一七、七五七
	市	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	二八、九七三、五七五	二一、四六二、〇二七
	市	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	四一、一七二、九四七	二八、七二六、四七五
	市	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	五三、三六九、〇二二	三八、九八七、一七九
	市	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	八八、一四二、二二二	六〇、五七二、七四七
	市	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	一〇三、二三三、三三三	七三、六八七、三〇二
	市	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	一三二、三二二、四四四	九〇、八八〇、三九四
	市	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	一七〇、六一〇、五五五	一一三、一六八、五〇七
	市	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	二〇〇、五〇〇、六六六	一四〇、五〇〇、六六六
支庁又は地方事務所	選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、二一三、三三三	一五、七二二、四四四	一二、二二二、三三三
区		選挙人の数が五十万人未満のもの	一〇、二二二、三三三	八、〇〇〇、〇〇〇
		選挙人の数が五十万人以上一百万人未満のもの	一六、一一一、四四四	一二、〇〇〇、〇〇〇
		選挙人の数が一百万人以上一十五万人未満のもの	二一、〇〇〇、五五五	一五、〇〇〇、〇〇〇
		選挙人の数が一十五万人以上のもの	二二、〇〇〇、六六六	一七、〇〇〇、一一一
市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。)		選挙人の数が三万人未満のもの	三、〇〇〇、三三三	二、八〇〇、三三三
		選挙人の数が三万人以上十万人未満のもの	四、九九九、四四四	四、六一一、四四四
		選挙人の数が十万人以上五十万人未満のもの	一〇、九九九、五五五	八、〇〇〇、五五五
		選挙人の数が五十万人以上のもの	一〇、九九九、五五五	八、〇〇〇、五五五
町		選挙人の数が十人以上一万人未満のもの	二、〇〇〇、四四四	一、八〇〇、四四四
		選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、四四四、五五五	二、二〇〇、五五五
		選挙人の数が二万人以上のもの	三、八八八、六六六	三、六〇〇、六六六
村		選挙人の数が千人以上二千未満のもの	三、三三三、三三三	三、一〇〇、三三三
		選挙人の数が二千以上三千未満のもの	四、四四四、四四四	四、一〇〇、四四四
		選挙人の数が三千以上五千未満のもの	六、五五五、五五五	六、一〇〇、五五五
		選挙人の数が五千以上一万人未満のもの	一二、六六六、六六六	一二、二〇〇、六六六
		選挙人の数が一万人以上のもの	一四、〇〇〇、七七七	一三、五〇〇、七七七





5  
12  
(略)

都道府県、市町村等の 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	三二、四七二円	一六、二三六円
二級地	二八、五七五	一四、二八八
三級地	二七、七六四	一三、八八二
四級地	二二、四〇六	一一、二〇三

都道府県、市町村等の 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二六、一三六円	一三、〇六八円
二級地	二二、〇〇〇	一一、五〇〇
三級地	二二、三四六	一一、一七三
四級地	一八、〇三四	九、〇一七

5 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。

6 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。

7 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二條第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。

9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書便事業者による同條第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九條の規定による不在者投票若しくは同法第四十九條の二第一項第二号の規定による在外投票に関

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。)の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千二百三十六円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万二千四百円とする。

3・4 (略)

(在外選挙特別経費)

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人につき

する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費(同法第四十九条第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。)として総務大臣が定める額を加算する。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

11 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。

12 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。)の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千七十三円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万九百円とする。

3 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、総務大臣が定める額とする。

4 公職選挙法第四十九条第七項又は第九項の規定により不在者投票管理者の管理する場所(同項第二号に定める場所を含む。)において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をフアクシミリ装置を用いて送信するため要する通信料とする。

(在外選挙特別経費)

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人につき

て千八百七十五円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、七十五円）とし、同条第四項の規定による同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千二百七十五円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、六百七十五円）とする。

（選挙長等の費用弁償額）

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一	選挙長	一日につき	一万二千二百円
二	投票所の投票管理者	一日につき	一万四千五百円
三	共通投票所の投票管理者	一日につき	一万四千五百円
四	期日前投票所の投票管理者	一日につき	一万二千八百円
五	開票管理者	一日につき	一万二千二百円
六	投票所の投票立会人	一日につき	一万二千四百円
七	共通投票所の投票立会人	一日につき	一万二千四百円
八	期日前投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円
九	開票立会人	一日につき	一万百円
十	選挙立会人	一日につき	一万百円
2・3	（略）		

（最高裁判所裁判官国民審査の経費）

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準

て二千四百四十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、五百八十九円）とし、同条第四項の規定による同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千六百二十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、千百九十九円）とする。

（選挙長等の費用弁償額）

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一	選挙長	一日につき	一万八百円
二	投票所の投票管理者	一日につき	一万二千八百円
三	共通投票所の投票管理者	一日につき	一万二千八百円
四	期日前投票所の投票管理者	一日につき	一万千三百円
五	開票管理者	一日につき	一万八百円
六	投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円
七	共通投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円
八	期日前投票所の投票立会人	一日につき	九千六百円
九	開票立会人	一日につき	八千九百円
十	選挙立会人	一日につき	八千九百円
2	選挙長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、総務大臣の定めるところによるものとする。		
3	第一項の費用の額は、第四条から第六条までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。		

（最高裁判所裁判官国民審査の経費）

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準

ずる額とし、裁判官氏名等掲示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一票区につき千七百六十一円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百八十九円を加算した額とする。

2 (略)

(再選挙等の経費)  
第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときに定める第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、二六六、六八八」とあるのは「一、二七六、一八八」と、同条第二項中「百十二万七百五十九円」とあるのは「六十八万三千二百六十六円」とする。

ずる額とし、裁判官氏名等掲示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一票区につき千六百二十四円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百七十四円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

(再選挙等の経費)

第十七条 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四条から第九条まで、第十一条及び第十三条の三から第十五条までの規定によつて算出した経費の額と第十三条(第九項を除く。)の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときに定める第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、一九三、一一〇」とあるのは「一、二三五、一三四」と、同条第二項中「百十万七千三百五十二円」とあるのは「六十七万五千九十三円」とする。